

陽だまり

第28回定期総会・講演会を開催

3月28日(土)に札幌パートユニオン第28回定期総会と、恒例となった同時開催の講演会を開きました。今回の総会は幹事以下30名近くの多くの組合員が出席しました。

総会の成立宣言と議長選出につづいて、会長挨拶で新野会長から、非正規労働者がますます増えている現状でユニオンの役割がますます大きくなっているなどの話がありました。他ユニオンからのメッセージの紹介の後、議事に入りました。

ユニオンの仲間の輪が大きく広がったこの1年

第27期の活動報告では、東日本大震災から1年が経っても復興は遅々として進んでおらず、また原発事故の恐ろしさをあらためて認識したこと、「多くの矛盾と不公平の壁にぶつかって、大企業と金持ちの優先の社会構造に怒りながらその壁を何とか突破しようがんばってきた」、この1年は組合の諸活動に多くの組合員が結集するようになり、仲間の輪が大きく広がっていったと報告されました。各活動はとりわけ職場の問題解決のとりくみ状況が時間を割いて報告されました。松田幹事から決算報告、照井さんから会計監査報告がされ、質疑を募ったうえでこれらの報告を全体で承認しました。



平和と民主主義、脱原発の取り組みをすすめることを一致

つづいて第28期活動方針議案の提案に入りました。非正規雇用労働者はますます増え、格差と貧困が拡大している。このままでは人口が激減するなど将来日本は崩壊してしまうと日本の現状が明らかにされ、民主党政権はこの現状を根本的に直すとなっておらず、また、もてはやされている橋下大阪市長について組合活動のアンケートを取るなど労組を否定し弱者を切り捨てる政治を進めるものだが、それを貧困層が支持していると「ハズム」の実態も明らかにされました。そのうえで、格差と貧困をなくし安心して働ける社会をつくるために「地域に根を張り、存在感を示すユニオンとして」前進しようと方向性が明らかにされました。

具体的にはこれまでどおり仲間を増やす取組みの強化、組織としての力を強化するために組合員同士の横のつながりをつくること—学習会など—、学習会は原発問題についてもより深めていくことなどが提起されました。また春闘や公契約条例制定の運動、さらに「平和と民主主義を守り、国民生活の安心、安全を守るために脱原発の取り組みをはじめ、政治的課題にも取り組む」ことが提起されました。



講演会の様子

剰余金処分案、会計予算案、第28期の役員体制案が示され、質疑を募ったのち全体で全ての議案を承認しました。総会はこのあと新・旧役員のあいさつで全ての議事を終了しました。

総会後に上田絵里弁護士の講演会

定期総会のあと開かれた記念講演には、パートユニオンや他ユニオンから40名以上の参加があり、「職場でのセクハラ、パワハラ」と題した上田絵里弁護士による講演に熱心に耳を傾けました。急増するセクハラ、パワハラについてそれらの定義やそれぞれの事例を示

しながら、加害者、会社の責任、被害者の救済方法、さらには被害労働者が受けた具体的な言動の記録(メモ)、メール、着信履歴・留守電、診断書などの証拠が相談や裁判をやる場合にたいせつであることなど、実践的なお話し満載の講演でした。

この日の最後には恒例の親睦交流会が部屋を替えて行われました。駆けつけてくれた来賓の方々の紹介と工藤仁美衆議院議員からの来賓挨拶を受け、時間まで組合員どうしの交流がすすみました。(Y)



講演する上田弁護士

春闘・メーデーに地域の仲間とともに

4月23日 札幌エルプラザホール

2012 春闘勝利 札幌圏地場未解決組合解決促進集会に

多くのパートユニオンの組合員も参加しました。

会場が満員になる多数の札幌圏の組合員が集まり、働くことを中心とした安心な地域をつくろう！札幌市公契約条例を成立させよう！のスローガンを下に、熱気のある集会を実現しました。札幌パートユニオンからも多数の組合員が参加しました。

集会では主催者である連合北海道石狩地域協議会及び連合北海道の方から2012年春闘の取り組みの経過報告、今後の取り組みの提起や激を受けました。札幌市公契約条例制定に向けては、ビルメンテナンス職場から公契約条例制定を訴える組合員の発言や札幌副市長から条例成立に向けての決意が述べられました。

2012春闘の取り組みの報告として、とりわけ、私達パートユニオンと同じ地区ユニオンに加盟する東部・豊平労働組合の20名を超える組合員が壇上に登場して、組合が会社との交渉によって準社員から正社員に登用させた組合の取り組みなどを報告し、また、組合員の措かれている厳しい待遇を改善する為に組合員の結束を強め組合の団結で春闘を取り組んでいく力強い決意の表明がなされました。

その後、集会宣言を採択し、参加した組合員一同が団結ガンバローを三唱して2012春闘勝利を誓い札幌圏地場未解決組合解決促進集会を終えました。(O)

「はるさつとう(春札闘)」配布行動にユニオン組合員も参加

5月19日(土)に南区で札幌地区連合の春闘パンフレット、「はるさつとう」の配布行動がありました。地域の仲間とともにパートユニオンの組合員も参加しました。

暖かな晴天のもと 第83回全道メーデー集会（大通り西8丁目会場）に

全道の仲間と共にパートユニオンからも多数参加！



札幌パートユニオンも「なくせ格差と貧困!」「なくせ原発!」「公契約条例の実現を!」との横幕を掲げ、ゼッケンをつけてデモ行進し市民に訴えました。

横断幕を先頭にして全員が「公契約条例を制定し貧困をなくそう」「なくせ原発」と書いたゼッケンを着けメーデーに参加しデモ行進を行い市民にアピールしました。デモ行進後は地区ユニオンの仲間と懇親会を行いました。

今年のメーデーは東日本大震災の被災地への復興支援継続や非正規雇用者の待遇改善などに向けて働く者の団結が呼びかけられ、私達札幌パートユニオンも「なくせ!格差と貧困」の実現を目指して奮闘していく決意を新たにしました。(O)

組合員の声をとどけます



その1

本号では組合員からの投稿を各記事に併せて掲載します

第83回・全道メーデー」に参加して

5月1日は、メーデー（労働者の日）である。

なぜ、5月1日がメーデーなのか?その意味を私に教えて下さったのは、新野会長です。

1886年、アメリカで8時間労働制を要求するゼネストに対して、弾圧とでっち上げで、5人の労働者が死刑にされ、その後、労働者の国際組織は、この闘いを記念して5月1日を国際的な労働者の示威行動の日と決め1890年5月1日に最初のメーデーが行われ、今日に至っているのである。このように、労働者の権利は、「闘い」によって獲得してきた背景があり、5月1日は、そのきっかけとなった歴史的な日なのである。

第83回・全道メーデーのスローガンは「日本全体でつながり・支えあおう!すべての働く者の連帯で働くことを軸とする安心社会を実現しよう!」である。デモ行進をしている最中、私の頭の中では、U2（アイルランド出身のロックバンド）の「血まみれの日曜日」の曲の一節、「The real battle just begun」（本当の闘いは、今始まったばかり）が、ずっと流れていました。

東日本大震災発生後1年、この要求を実現する為にも、札幌パートユニオンの組合員として団結し、労働者の血に塗られた「権利」獲得の歴史を忘れず、これからも「闘い」たいと思います。新野会長をはじめ、山本事務局長、札幌パートユニオン役員、組合員の皆様、本当に、ありがとうございました。

平成24年5月1日（火） 札幌パートユニオン組合員 T

齋藤さんの裁判（不当解雇、労災・安全配慮義務違反、パワハラ）

5月9日に勝利的和解を勝ち取りました！

札幌地方裁判所においてこの間不当解雇、労災・安全配慮義務違反、パワハラを巡って闘ってきた組合員齋藤さんの裁判が5月9日に大勝利的内容で和解しました。この勝利は2年余りの齋藤さんの不屈な闘志に支えられた奮闘によって勝ち取られたものです。同時に私達札幌パートユニオンも多くの組合員が証人尋問を傍聴し支援し闘ってきた成果でもあると思います。（尚この間の経過、証人尋問等の裁判の詳しい様子は第28回定期総会議案書、本号掲載の齋藤さんの報告感想文と小林さんの傍聴記などをお読みください）

当ユニオンではこの間齋藤さんの裁判闘争を支援するために昨年11月12日には第3回学習会「齋藤さんの裁判闘争報告会」を実現してきました。学習会では、会社が突然「固定費を削減するため」として齋藤さんに不当な整理解雇を通告してきたこと。そもそも、一方的な配置転換や齋藤さんを退職に追い込むためと思われる、数々の嫌がらせやパワハラが横行していたこと。また、会社に忠誠を誓わせるような教育のためのあやしげな「セミナー」への参加の強制、労災（指の切断事故）に対する会社のデタラメな対応などが明らかになり、「会社の生き残りのため」として労働者を物のようにこき使い、使い捨ててもなんとも思わない食欲な会社経営者の姿に、参加した組合員は改めて怒りが湧いたのです。



齋藤さん裁判傍聴行動

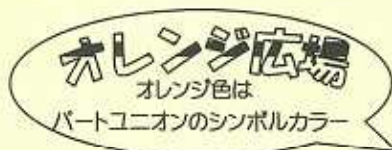
2月3日・17日に連続して、ユニオン全体で支援しともに闘うために「裁判傍聴行動」を大勢の組合員の結集で実現しました。裁判の前に事務所に集まって意志を固め、裁判傍聴に臨みました。（札幌地裁前にて）

そして、このような中で齋藤さんは前に勤めていた会社には組合があり、その経験から「働く者の生活、権利を守るためには一番いいのは職場に組合があること」という実感が持ち、同僚の人にも職場をよくするために「労働基準法に違反していておかしい」と働きかけていたのです。

齋藤さんが直面した不当解雇、パワハラを学習会に参加した組合員は自分の問題として考え、同じ仲間として働く者同士職場の条件は違いますが、助け合い、支え合い団結して行くことが大事だと改めて思いました。

このような学習会を通じて組合員同士の団結を強め、札幌パートユニオンとして今までにない多くの組合員が参加して証人尋問の傍聴行動を実現してきたのです。そして5月9日には齋藤さんの裁判の大勝利的和解を勝ち取ることが出来ました。今後もユニオンの団結を強化し奮闘して行きましょう。（〇）

組合員の声をとどけます



その2

齋藤さん本人から、闘いを終えての報告が届きました。
（本号では組合員からの投稿を各記事に併せて掲載します）

『約2年間に渡る民事訴訟終結報告～札幌パートユニオン有志のチカラ、最高でした』

私が(株)エコテック・ワンから不当な整理解雇通告を受けたのは2年前、平成22年3月のことでした。そして札幌パートユニオンに加入後に訴訟提起、予想していたとはいえ答弁書を始め会社側の主張は信じられないような虚偽の内容と捏造だらけ…、これは正直、病気の私にはこれはかなりこたえました。

しかし、私の案件を新野会長はじめとする札幌パートユニオンで陽だまりに掲載していただき、また、学習会の中で取り上げていただくことが出来、多くの方々からの賛同があったからこそ頑張れました。

そして今年2月3日、17日の両日、札幌地裁での本人・証人尋問、全36席の傍聴席はその多くが札幌パートユニオン有志の皆さん、超強力な応援の中、最高の環境で尋問を迎えることが出来ました。

傍聴に来られた方は感じたと思いますが、被告側は苦し紛れについた嘘をこちらの代理人が厳しく追及、するとまた新たな嘘の繰り返し…、最後には無言…といったシーンもあり、また被告代理人は、私のメンタル系の病気が会社とは無関係である事を証明する手段として、生い立ち（幼い頃に母親と別れ、機能不全家庭で育ったこと）を何度もしつこく質問、さすがに裁判官も露骨に怪訝な顔をしていました。

また被告代理人の私への誤導に、こちらの弁護団が立ち上がろうとした時、法定内が一体感で大きく揺れ、さらに被告側が自ら墓穴を掘る返答の時も傍聴席全体が笑いに包まれて完全にこちらのペース…

尋問が終わり、裁判官は判決の前に和解期日を入れて双方、和解の話し合いをすることになりました。

そして、その結果5月9日に尋問から3回に及ぶ協議により被告は和解案を全面的に受け入れました。

皆様に和解内容についてお伝えしたいのですが、守秘義務によりここで公表出来ないのが残念です。

抽象的で恐縮ですが、結果は仮に判決となった以上の大勝利と言える和解内容だと確信しています。

金銭解決よりも会社復帰して札幌パートユニオンと共に、労働者の権利を無視するこの会社と団体交渉を続けていくのが本意ですが、主治医、家族、そして弁護士さんの意見から体調重視で断念しました。

傍聴に来ていただいた方々、御都合で来られなくても応援していただいた方々、そして‘職場の権利教育ネットワーク’小林事務局長様のおかげで大きな前進となったこの最高の勝利を得られたことに心から感謝の気持ちをお伝え申し上げます。応援していただいた皆さん、本当にありがとうございました。

今度はとても困難な精神疾患の労災認定に向け、皆さんからいただいた力を心に秘めて頑張ります。

最後に僣越ながら、我々労働者は断じて使い捨てのモノなどではなく、血の通った人間であることを、今の日本中に蔓延するブラック企業に対して宣戦布告すべく、以下の条文を掲載させていただきます。

《労働基準法第一章 総則》

【第一条】（労働条件の原則）

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

○2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、

労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

【第二条】（労働条件の決定）

労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

○2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

平成24年5月15日 札幌パートユニオン組合員：齋藤 直



齋藤さん裁判傍聴記

2月の齋藤さん裁判傍聴行動に駆けつけてくれた札幌管理職ユニオンの小林さんからの投稿です。

以前から「この業界」に慣れ親しんでいた小生は、いつしかパートユニオンの応援団になっていた。そして送られてきた「陽だまり」1月号2面に、『齋藤さん裁判（証人尋問）傍聴行動』の特集記事を見つけ、原告である氏の不屈の精神に共感しつつ2月3日のほくろビルでの事前集会に出かけた。

新野会長の若干の経過報告と意思統一の場では、パートユニオンとして初めての支援傍聴行動の取り組みとの紹介もあり、勇んで裁判所に向かった。

初めの証人は、会社の総括マネージャーさんで、良く通るドスの効いた声で証言され、小心者の自分はちょっと怖いものを感じた。

いよいよ原告齋藤氏の出番になり、堂々とした証言ぶりで、被告代理人の尋問に裁判官から、「何を聞いてんの?」、「核心にせまる質問をして!」などとイエローカードが提出されるありさまに、傍聴席からの失笑も。

2回目の17日は、被告会社の社長が証言したが、去年の労基署の労災事事情聴取の調書の件を聞かれても、あいまいな内容で「記憶にない」と逃げていたし、作業工具の改善は一応指示したが、その後どうなったかは「ほったらかし」。

おまけに、原告代理人から整理解雇の撤回の理由を聞いても「だんまり」戦術。

裁判所としては、当面4月に「和解」期日を入れてみることになったようだが、是非このような会社には、それなりの責任をとってもらわなければならないと思う。

それにしても、齋藤さんの勇気とそれを支える札幌パートユニオンに心から拍手!

北区新琴似在住 小林

今こそ脱原発の実現へ! 活発な議論を行う!

2月25日 第5回学習会・懇親会を開催

2月25日(土)15時からほくろビル5階会議室において、組合員14名の参加のもと第5回学習会を行いました。講師には札幌パートユニオン相談役である鳴海治一郎さん、テーマは「原発の生い立ちとDNA <原発は原爆の胎児……そして永遠に生物の生い立ちを脅かすー>でした。

昨年末に行った第4回学習会に参加した組合員からの「原発問題を継続的に取り上げて」という声に応えて引続き今回の学習会も原発問題をテーマにして学習と討論を行いました。

「地震でやられている。危機管理も欠如。」「核燃料サイクルは破綻している。」と厳しく指摘

早速鳴海さんから講演を受けました。初めに福島第一原発事故について、「事故は地震と津波によるもの、東電は津波によると言っているが、しかし基本的な所は地震でやられている。電源の所が津波でやられたということ。地震の30分後に津波が来たがその間に配管などは破壊されたことは明らかである」「4基同時に起った事故であり、また1基、1基が異なった現象、状況であること」など、現時点で明らかになっている原因、特徴、状況などの説明がありました。

そして東電には原発事故が起った時の事故対策マニュアルがなく、しかも、ベントする時のフィルターさえもが付いていなかったこと、また原子力村の状況は、「事故はないのだ。事故対策はとらなくてはならないが、しかし金がいくらかかるかわからないからやらない」といっているように、完全に危機管理自体が欠

如していたことは明らかだと指摘されました。

つぎに資料を用いながら、原発の仕組みと特徴や実用化されている沸騰水型（BWR）などの説明、原発の根本である核分裂の原理の解説がありました。また、高速増殖炉については冷却のためにナトリウムを用いるのでナトリウムが空気にふれると発火し非常に危険であり、現在においても対処は技術的に確立されていないばかりか、目処すら立っていない状況であり核燃料サイクル自体が破綻している。プルサーマル運転については旧来の原子炉を使用しているため危険である事。廃炉にするにしても、核廃棄物の処理についても同じくなんらの目処も立っていないのが現状だということを示しました。

最後に「原発の本質的危険性は、生物へ異常な影響を与えること。福島においては既に異常な生物が発生している。放射能物質は拡散して取り返しのつかない状態になってしまった。核の廃棄物の危険性は人類の歴史よりも長く続く」しかし「現実にはこのようなものを蔓延させたのは人間だ」と訴え講演を終えました。

続いて新野会長からは、冒頭「核分裂、核融合の研究は神の領域を侵すもので絶対天罰が下る」と述べ、イメージ豊かにカラーの図解を交えた資料を用いて「プレートテクトニクス」理論を紹介しながら「地震大国、津波大国の日本に原発を建てることはおかしい」と訴える発言を受けました。

「集会に参加して、被害の現状に怒り」「どうしたら原発を止められるのか」…活発な議論交わす

その後、質疑応答と討論を行っていきました。「瓦礫処理の問題がある。本当に安全なのか、安全でなければ全国にばら撒かれることになる」などの質問や「雷でもボイラーの配管は穴が開く場合がある。まして

原発は巨大なボイラーであり、技術の寄せ集めだ」といった原発の危険性を訴える発言がありました。また泊原発の再稼働に反対し脱原発を実現するために2/18「さようなら原発」の集会、デモに参加した組合員からは、その集会で富岡町から札幌へ避難してきた人、今も飯館村に住んでいて放射能被害と闘っている人の発言を紹介して「当初 SPEEDI システムが全く生かされなく、見方によっては、情報



学習会の様子。鳴海さんの講義に聴き入る参加者

を隠蔽したともいえるような政府の対応の遅れなどによって住民が甚大な被害を受けているという事を聞いて怒りを感じた」と述べ、「泊原発の再稼働に反対し脱原発を実現するためにパートユニオンの組合員は3/11「さようなら原発」の集会、デモに参加しよう」と訴えた発言がありました。また「自分なりに考え原発には反対。しかしどのようにしたら原発を止められるのか？反対、反対ばかり言っても・・・」といった疑問や「組合のなかで学習会を積み重ね脱原発に声を上げてきている。一步一步やっていくことが大事だ」という意見が出されるなど最後まで「脱原発を目指そう、泊原発の再稼働に反対しよう」「どのように反対すべきか」などを巡って活発な討論が行われました。

その後の懇親会には多くの組合員が参加し交流を深めました。

第28期（2012年度）活動方針で学習会では原発問題についても引き続き学習を深めると共に札幌パートユニオンでも脱原発に取り込んでいくことを決定しました。原発再稼働に反対する国民の声の高まりを受け、今全国の全ての原発が停止している中、しかし早急に政府は原発を再稼働しようとしています。私達札幌パートユニオンでも今こそ組合員同士学習し考え議論して脱原発を目指し取り組んで行きましょう。（〇）

あらの会長の

あらの会長の

有期雇用の 抜本的な規制を！

会長 新野勝昭

日本の労働者の4割弱が非正規雇用であり、そのほとんどが有期雇用です。

正規雇用、いわゆる正社員の場合は、基本的には65歳（高齢者法）まで雇用が保障されています。

有期雇用で働く労働者は、引き続き雇用が更新されるのか、雇止めをされるのではないかと常に不安をもって働いています。不当な雇止めに対し、私たち労働組合、ユニオンは雇止めが不法であるとして裁判闘争を長年にわたって闘い抜いてきました。

私たちの闘いのなかで、①反復更新されると期間の定めのない労働契約の扱いとなること②労働契約が更新されるものと

期待することが認められるもの（期待権）として雇止めは不当であるとの判決（判例法理）が定着しました。

さらに私たちユニオンは、有期雇用を抜本的に規制し、無期雇用に転換させる闘いも進めてきました。

非正規雇用が増加し、ワーキングプアなど貧困層が急激に増加し、結婚できない、子供を生めないなど深刻な状態となり3年前から日本の人口が減少しており、このままでは日本の社会と経済は疲弊していきます。

このため将来への不安をもった政府は、有期雇用を規制しなければならないとして法律によって有期から無期へ転換するための措置をとることになりましたが？国会に提案される労働契約法の改正案をみると、①5年を超えて反復更新された場合は無期契約に転換させる。ただし、6ヶ月以上（1年以内の契約は2分の1）の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間は通算しない。②反復更新した場合と期待権が認められた場

合、労働者から申込みをしたとき（期間満了後の場合は遅滞なく）は契約を更新すること。③有期雇用労働者の労働条件が無期雇用労働者と労働条件と相違する場合は職務の内容、配置の変更等を考慮して不合理としてはならない。との内容です。

今回の法案では具体的に雇止めを防止する内容がはいっていないこと、かえって雇止めを誘発させる「副作用」の危険性があり有期契約の濫用的利用の抑制を達成するには致命的な欠陥があります。

欧州の各国では、労働契約は無期を原則とし有期は合理的な理由がある場合に限定、となりの韓国でも有期雇用は2年限定で法律が改正されています。

このため、この日本においても期間の定めがないことを原則として、有期労働契約は臨時的・一時的業務に限るべきであり、有期雇用を抜本的に規制する労働契約法改正の運動を大きく広げていこう！

☆職場の問題解決の取り組み☆

例年、2月から3月にかけて不当な雇止め、解雇問題が発生し、闘いが4月、5月に継続されていきます。

今年も、10 数件の雇止め、解雇問題をはじめ賃金未払い、パワハラなどの問題解決にむけて、連日連夜の闘いを展開しています。

バス運転手の不当解雇、時間外手当要求の闘いで勝利解決！

昨年8月に市内のバス運転手が突然として解雇された事件であります。

繁忙期には観光客をのせて、道内各地を朝から晩まで休みもなく運転し、しかも一切の時間外手当を受取ってはいません。

この会社の運転手は長時間労働のなかで過労運転、なかには居眠り寸前で運転している状態であり、多くの客を乗せているなかで、大事故が起きる不安をかかえていました。

道路運送法で定められている安全管理者を配置していないし、車両もきちんと点検もしていない違反状態です。

あまりにひどい状態に、ひとりの運転手が社長に対し改善を求めたところ、いきなり解雇を通告してきたものです。

会社に抗議した勇気ある運転手は札幌パートユニオンに加入し、解雇に対する慰謝料、時間外手当未払分の支払いを要求し闘いを進めました。

会社は、この運転手は短期雇用労働者であり、いつでも雇止めは可能であるとの回答でしたが、道路運送法では短期雇用は禁止されています。

しかも雇用契約書では無期雇用となっていて会社の回答は欺瞞だらけです。

時間外労働については、待機時間は労働していないから賃金を支払う義務がないとの回答でした。この会社の待機時間は運転手がバス内から離れての自由になる時間、労働から解放される時間ではありません。

当然として待機時間は労働時間となります。

このため、北海道労働委員会にあっせんを行ないましたが、会社は解決する意思をみせません。最終的には今年の4月に労働審判を申し立てたところ、敗訴すると考えた会社は札幌パートユニオンが要求する解決金を全額支払うこととなり、この闘いは勝利することができました。

連休の初日、関越自動車道で高速ツアーバスの痛ましい事故が発生しています。この事故の背景には小泉政権以来の規制緩和があり、バス会社の乱立により企業競争が激化、そのしわ寄せが、運転手の低賃金、過労運転となり居眠りによる事故につながっています。バス、トラック、バスと人の命を預るところで危険な状態が常に存在しております。

第1回学習会 6月30日15:30～ ほくろうビル【予定】

「労働運動の歴史」 講師：新野勝昭 札幌パートユニオン会長

労働者派遣法の抜本的な改正を！
有期雇用の抜本的な規制を！

改正派遣法 やつと成立へ

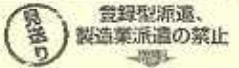
製造業・登録型禁止は見送り

短期派遣の禁止などを定
める改正労働者派遣法案が
7日、衆院厚生労働委員会
で可決された。8日の衆院
本会議で可決され、参院で
の審議を経て今国会で成立
する見通しだ。しかし、民
主、自民、公明の3党によ
る昨年11月の修正合意で、
目玉だった製造業派遣の禁
止規定などは削除され、労
働者派遣制度の規制強化は
大きく後退している。

契約を申し込んだとみな
し、社員になる道を開く
「みなし雇用制度」の導入
だ。また、同一グループ
企業内への派遣割合を8
割以下に規制するほか、派
遣会社に派遣料金を派遣社
員の賃金の差額の比率(マ
ージン率)の公開も義務づ
ける。

一方、昨年の臨時国会
での民主、自民、公明によ
る修正合意で、製造業派
遣と、仕事がある時だけ
雇用契約を結ぶ登録型派
遣を原則禁止する規定は削
除された。残った項目で
も、短期派遣の禁止は対象
が「2カ月以内」から「30
日以内」に、「みなし雇用制
度の施行も3年後に先送り
されるなど規制内容は緩く
なった。

最重要だった、製
造業派遣・登録型
派遣禁止は削除。
全くの骨抜きに。

改正労働者派遣法の主な内容	
法の公布6カ月以内に施行	
● 派遣料金を派遣労働者の賃金の差額の割合(マージン率)の平均の公開義務化	
● 30日以内の短期派遣の原則禁止	
● 同じグループ企業内へは派遣の割合を8割超を派遣することの禁止	
法施行の3年後に施行	
● 違法派遣があった場合に、派遣先に直接雇用される道を開く「みなし雇用制度」の導入	
 登録型派遣、製造業派遣の禁止	
法施行の1年後をめどに厚労省の審議会で議論	

記事は3月8日 表は3月28日朝日新聞より

法案は、3月28日に成立した。

これまで

- 3月8日(木) 2012春闘 全道総決起集会(市民ホール)
- 3月17日(土) 札幌地区ユニオン 第14回定期総会(すみれホテル)
- 3月24日(土) 札幌パートユニオン 第28回定期総会・記念講演会(すみれホテル)
- 4月23日(月) 2012春季生活闘争 石狩地域地場未解決組合解決促進総決起集会(エルプラザホール)
- 5月1日(火) 第83回メーカー全道集会(大通り西8丁目)
- 5月19日(土) 春闘パンフ「はるさつとう(春札闘)」配布行動 南区地域
- 6月4日(月) 「陽だまり153号」発行



これから

- 6月5日(火) 札幌パートユニオン 第28期第1回幹事会
- 6月30日(土) 札幌パートユニオン 第28期第1回学習会 [予定]
- 15:00~ ほくろうビル「労働運動の歴史」 講師:新野会長

くまのりんご

発行が遅くなり申し訳ありませんでした。総会も無事終わり季節も春から初夏へ。国内を見回すと春闘は儲けている大企業でさえ賃金現状維持のようだし、野田政権は消費税増税を決めることと、絶対に原発は維持し続ける決意のようである。電力会社も稼働に必死だ。電力会社も電力不足をおおるだけだ。また、大震災・原発事故以降のどさくさにまぎれ、三月に労働者派遣法の「改正」がされた。経営者側の意を受けて、登録型派遣や製造業派遣の禁止は見送られ、抜本的改正からは程遠い内容になってしまった。有期雇用の規制も骨抜きになりそうだ。昨期のユニオンは学習会を多く開き、裁判傍聴行動をやるなど活発な一年でした。今期も職場が違って仲間間の闘いを皆で支え、学習活動も活発に取り組み、ユニオンの力を大きくして行きましよう。(Y)